神戸の放課後児童クラブ（学童保育）の基準（改訂）

神 戸 市 こ ど も 家 庭 局

令和８年１１月　改訂

《目　次》

趣　旨・・・

１０．運営管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
(1) 会計管理
(2) 個人情報の管理
(3) 情報の公開
(4) 規程類の整備
(5) 要望・苦情への対応

１１．障害のある児童の受け入れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
(1) 受け入れ
(2) 放課後児童支援員等の配置
(3) 児童の交流
(4) 研修
(5) 学校・関係機関との連携
(6) その他

１２．こども性暴力防止法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
(1) 認定の基準等
(2) 安全確保措置
(3) 情報管理措置

≪参考資料≫
条例基準・ガイドライン対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

≪本書に用いる用語について≫
・条例：神戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
（神戸市条例第 15 号）
・省令：放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）
・ガイドライン：神戸の放課後児童クラブ（学童保育）の基準（改訂）

≪改訂の経緯≫
・平成 19 年９月　　制定
・平成 20 年９月　　一部改訂
・平成 26 年 12 月　　一部改訂（平成 27 年４月１日施行）
・平成 30 年３月　　一部改訂（平成 30 年４月１日施行）
・平成 31 年３月　　一部改訂（平成 31 年４月１日施行）
・令和８年 10 月　　一部改訂（令和８年 12 月 25 日施行）
ただし、３（１）の改訂については、令和９年４月１日から施行する。

趣　旨

本市では、平成 19 年９月に、「神戸の放課後児童クラブ（学童保育）の基準」を定め、市内の放課後児童健全育成事業（学童保育）のさらなる充実に努めてきた。

同基準の策定にあたっては、平成 18 年６月に「神戸市放課後児童健全育成事業計画検討委員会」を設置し、放課後児童健全育成事業の充実のための施策の方向性について検討が行われた。

同基準は、市内のすべての放課後児童クラブに適用する基準であり、公設・民設といった設置主体の違い、また、運営主体の違いに関わらず、放課後児童健全育成事業に関わるすべての者が尊重するものである。行政、放課後児童クラブの設置主体・運営主体はそれぞれの立場で、同基準に基づき、放課後児童健全育成事業の充実を図ってきたところである。

平成 24 年８月に子ども・子育て関連３法が制定され、保護者が子育てについて第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとなっている。

このうち、放課後児童健全育成事業については、市町村が地域の実情に応じて実施する地域子ども・子育て支援事業の１つに位置づけられ、現在策定作業中の「神戸市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：平成 27 年度～31 年度）に基づいて計画的な確保に努めることとなっている。あわせて、改正された児童福祉法では、事業の対象範囲が小学校高学年まで拡大されたほか、市町村は設備・運営に関する最低基準を条例で定めることとなった。

本市では、平成 25 年 12 月に、「神戸の放課後児童クラブ（学童保育）の基準」の検討に携わった委員を中心に「神戸市放課後児童クラブ基準検討会」を設置し、条例及び同基準の改訂に向けた検討を行ってきた。同会の検討などをもとに、パブリックコメントを経て、平成 26 年９月 25 日に「神戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」が成立したところである。

そこで、同基準についてこれまで取り組んできた水準を維持したうえで、同条例を踏まえて内容を改訂し、引き続き、放課後児童健全育成事業の質の向上に向けた取り組みの指針とする。

【条例とガイドラインの関係】

・条例の位置づけ

条例は、学童保育を利用している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するための、設備及び運営に関する最低基準である。

また、条例基準は、条例第３条（運営規程に関する基準）第４条（放課後児童健全育成事業者に関する基準）に定めるもののほか、省令に定めるところによる。

・ガイドラインの位置づけ

ガイドラインは、児童福祉法や条例を踏まえて、学童保育の質の向上に寄与することを目的として、学童保育の設備及び運営に関する具体的な取り組み内容や望ましい方向性を示す指針であり、運営主体の違いに関わらず、学童保育に関わるすべての者が尊重するものである。

１．放課後児童クラブの目的

放課後児童クラブは、保護者が労働、疾患、家族の介護等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象として、放課後や学校休業日に、適切な遊び及び家庭的な雰囲気をもった生活の場を与えて、その健全な育成を図ると共に、本事業の実施を通じて仕事と子育ての両立を支援するものである。

このように本事業は、憲法、児童福祉法等の児童福祉の理念に基づき、遊び等を通じ児童相互の交流の中で、自主性、創造性、社会性を高めるなど、健全な育成を目指して行われるものであるから、児童の心身の調和のとれた発達を促進するよう計画、実施されなければならない。

なお、上記の目的に鑑み、本事業に関わるすべての者は、関係法令の遵守はもとより、それぞれの立場で児童福祉の精神、高い職業意識や倫理感をもって事業に従事しなければならない。

２．設置・運営

（1）対象児童

保護者が労働、疾患、家族の介護等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童。

（2）開所日（**参照：省令第 18 条**）

平日、学校休業日（土曜日、春休み、夏休み、冬休み、代休日）で年間 250 日以上開設する。

（3）開所時間（**参照：省令第 18 条**）

学校休業日は１日８時間以上、平日は１日３時間以上を原則とする。

開始時刻・終了時刻については、平日は放課後から午後７時まで、学校休業日は午前８時から午後７時までを目安に、保護者等の労働などの実態や利用希望を踏まえたうえで取り組みを進める。

ただし、各事業所の開所時間については、施設管理者等と十分に協議する。

３．職員体制

（1）従事する者の資格（**参照：省令第 10 条**）

事業者は、放課後児童クラブごとに放課後児童支援員を置かなければならない。

放課後児童支援員は、保育士、社会福祉士、高等学校卒業者等で２年以上児童福祉事業に従事した者など（※）であって、都道府県知事が行う研修を修了したものである。

（※）１．保育士（国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の４第５項に規定する事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者

２．社会福祉士の資格を有する者

２の２．児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第５条の２の８第１項に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

３．学校教育法（昭和 22 年法律 26 号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭

和 18 年勅令第 36 号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第２項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第９号において「高等学校卒業者等」という。）であって、２年以上児童福祉事業に従事したもの

３の２．次のいずれかに該当する者であって、１年以上児童福祉事業に従事したもの

イ　学校教育法の規定による大学を卒業した者（同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む 。）

ロ　学校教育法の規定による大学において、優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第２項の規定により大学院への入学が認められた者

ハ　学校教育法の規定による大学院を卒業した者

ニ　外国の大学を卒業した者

４．教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第４条に規定する免許状を有する者

５．学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正７年勅令第 388 号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を終了した者を含む。）

６．学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第２項の規定により大学院への入学が認められた者

７．学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

８．外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

９．高等学校卒業者等であり、かつ、２年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

10．５年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

なお、上記３及び９にある「２年以上」とは、国の通知（平成 26 年 5 月 30 日雇児育発 0530 第 1 号厚労省課長通知）にある総勤務時間が 2,000 時間程度を目安とし、上記３の２にある「１年以上」及び、上記 10 にある「５年以上」とは、同通知を踏まえて総勤務時間 1,000 時間程度、5,000 時間程度とする。

さらに、補助員は、将来的に放課後児童支援員の資格取得を目指すなど放課後児童健全育成事業の推進に熱意と意欲のある者で、放課後児童支援員と同等の知識・経験を持った者が望ましい。

(2) 労働条件

①雇用

運営主体は、労働契約法、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法及び関係諸法規を遵守し、労務規程（就業規則、給与規程等）、雇用契約書等を整備する。

また、放課後児童支援員及び補助員（以下「放課後児童支援員等」という。）が経験、知識、指導力を発揮できるよう、安定的な雇用が図られるように努める。

②健康診断

運営主体は、放課後児童支援員等について年１回健康診断を受けさせなければならない。

なお、これに係る経費については、設置主体が負担するものとする。

(3) 配置基準（**参照：省令第 10 条**）

放課後児童支援員の数は、支援の単位（以下（4）のとおり）ごとに２人以上とする。ただし、その１人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者）をもってこれに代えることができる。配置基準は、以下のとおりである。

ア．施設長、またはその役割を果たす放課後児童支援員１人を常勤で配置する。

イ．上記のアに加え、専任の放課後児童支援員配置は次のとおりとする。

（ｱ）児童数 19 人以下の場合は放課後児童支援員１人以上

（ｲ）同 20 人以上の場合は放課後児童支援員２人以上

（ｳ）同 41 人以上の場合は放課後児童支援員３人以上

（以降　同 40 人ごとに放課後児童支援員２名を追加する）

ウ．障害のある児童を受け入れるときは、障害の内容等に応じた放課後児童支援員の配置に努める。また、その他配慮の必要な児童の受け入れについても、体制を確保することが望ましい。

(4) 支援の単位（**参照：省令第 10 条**）

１つの支援の単位を構成する児童の数は、おおむね 40 人以下とする。

支援の単位は、対象児童の集団の規模であり、１つのクラブにおいて、複数の支援の単位が存在する場合は、運営にあたっては、児童の情緒面や安全確保への配慮を十分に行わなければならない。

また、１つの支援の単位を構成する「児童の数」とは、放課後児童健全育成事業が毎日利用する児童と週のうち数日を利用する児童との双方が考えられる事業であることから、平均利用人数とする。

(5) 事業内容向上のための研修（**参照：省令第８条**）

設置主体は、放課後児童支援員等の専門性向上の機会を保障するため、これに係る経費を負担するなどの条件整備に努める。

なお、研修には、放課後児童クラブの目的、児童の発達・育成・支援の基本、育成・支援実技について修得できるプログラムを組み入れる。また、高学年の子どもの発達や心理についての理解や、信頼に基づく関係構築のためのプログラムも組み入れる。

４．放課後児童支援員等の役割・職務

(1) 役割・職務内容（**参照：省令第 11 条、第 12 条**）

放課後児童支援員等は、適切な遊び及び家庭的な雰囲気をもった生活の場を与えて、その健全な育成を図るために、次の業務等を行う。

また、利用児童に対して差別的取扱いや心身に有害な影響を与える行為（身体的、性的、心理的虐待など）をしてはならない。

ア．児童の育成・支援

イ．行事の企画・実施

ウ．保健管理

エ．施設等の管理

（ｱ）環境整備（物品の整理整頓、清掃、その他衛生管理）

（ｲ）安全管理、危機管理

オ．保護者との連絡・調整

カ．学校との連絡・調整

キ．関係機関・地域団体等との連絡・調整

ク．事業内容向上のための研修

ケ．情報の共有

（ｱ）日誌などによる運営記録

出欠状況、行事内容、けが・事故、保護者からの連絡、おやつ内容等

（ｲ）職員会議等

定例的な職員会議の開催、引き継ぎの実施により、職員間の連絡・周知を図る。

コ．その他

（ｱ）諸経費の管理　など

５．施設等

放課後児童クラブには、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(1) 確保するスペース

①専用区画（**参照：省令第９条**）

専用区画は、開所している時間帯を通じて確保するが、放課後児童クラブを利用しない児童とともに生活や遊びの時間を過ごすことは、児童の健全育成を図る観点から望ましい場合もあることから、利用者の支援に支障がない場合に限り共用も可能とする。

②面積基準（**参照：省令第９条**）

条例による最低基準は、児童１人につきおおむね 1.65 ㎡以上であるが、事業者は、集団遊びをするスペース（遊戯室）を併せて整備する場合は、１人につきおおむね 2.31 ㎡以上、集団遊びをするスペースを整備しない場合は、１人につきおおむね 1.98 ㎡以上を確保するよう努める。

また、外遊びを豊かにするために、専用区画の他、児童の活動の場として様々な場所や施設（例えば、公園や運動場などの学校施設等）の積極的な活用を図る。なお、活用にあたっては、施設管理者等と十分に協議する。

(2) 設備・備品

①設備・備品

ア．生活に必要な設備・備品（**参照：省令第９条**）

手洗い場、簡易な調理スペース（流し台、簡易な調理設備）、食器・おやつ等保管スペース、便所等

児童の所持品を収納するためのロッカー、カーペットまたは畳等

イ．消防設備等（**参照：省令第６条**）

消防法等に基づく防災設備や非常警報設備

②ユニバーサルデザインへの配慮

すべての児童にとって利用しやすい施設となるよう、手すり、スロープの設置などに努める。なお、複合施設に設置する場合は、1階への設置が望ましい。

③その他

足洗い場やシャワーの設備を設けることが望ましい。

６．児童への育成・支援内容

（1）育成・支援

①集団と個別

ア．集団

異年齢の児童の集団として、児童相互の話し合いと集団的な遊び等を多く取り入れ、相互理解と信頼を高め、友情を育てるように支援する。

また、文化（言語、生活習慣等）の違う児童同士が理解しあえるように援助する。

イ．個別

1人ひとりの児童について、児童の性格、家庭状況、文化（言語、生活習慣等）の違い、学校での状況を理解し、支援する。そのために、家庭や学校との連絡を密にする。

②育成・支援内容

ア．余暇活動

情緒や協調性、創造力などが助長されて、心身ともに発達するような遊びを計画する。放課後の解放感と活動性が発揮できるよう個別的、集団的に支援する。

イ．生活習慣

児童が、健全な社会活動を営む上での人格の形成を目的とし、挨拶をする、手洗いやうがいをする、自分の持ち物をきちんと整理するなど、基本的な生活習慣を習得できるようにする。また、食育の視点に立ち、おやつや昼食をとおして育成を行う。

さらに、生活全般にわたって起こり得る様々な問題に対応ができるよう配慮し、支援する。

ウ．家庭学習

児童の家庭学習の手助けをし、自主的に学習する習慣を身に付けられるように支援する。

③育成・支援計画の策定

事業の効果的実施のため、前年度末から年度当初に、年間計画を策定するとともに、月間・週間・日々の計画を策定する。

なお、計画の策定にあたっては、児童が放課後児童クラブの行事等に主体的に参加できるように、その意見を取り入れるなどの配慮を行う。

ア．年間計画

前年度実績等を踏まえ、おおまかな年間スケジュール

イ．月間計画

月例行事、季節行事など
ウ．週間・日々の計画

(2) 保健管理、衛生管理（**参照：省令第 13 条**）
ア．児童の様子（顔色・体調など）の日常的観察
イ．既往歴、持病、掛かりつけ病院・医院の把握
ウ．清潔な生活習慣を身につけさせる。
エ．応急処置のための医薬品等の常備
オ．職員も、健康診断を受け、手洗い、うがいの励行など、健康管理に注意する。
カ．アレルギー疾患児童の受け入れにあたっては、事前に保護者との間で十分に話し合い、児童の情報を的確に把握し、関係者全員で情報を共有するなど、発症時にその場に居合わせた放課後児童支援員等の誰もが、適切な救急対応ができる体制を整える。
緊急時の処方薬は本人が携帯・管理・使用することが基本である。放課後児童支援員等での対応が必要な場合は、保護者や主治医等と十分に協議し、同意を得る。

7．安全管理、危機管理

事故・事件の発生を未然に防ぐとともに、自然災害への適切な対応につなげるため、危機管理マニュアルを策定し、日頃からこれに基づき安全管理（危機回避）、安全指導、危機対応に取り組む。

(1) 安全管理、安全指導
ア．施設・設備・遊具の安全点検
イ．玩具・備品などの選択における注意
ウ．屋外活動時の危険箇所（道路・河川・ため池・がけ等）の確認
エ．児童の個性の把握と目配り・声がけ
オ．行事等として実施
おわりの会などでの指導、避難訓練、防犯・交通安全教室（警察等との連携）、防犯マップの作成

(2) 来所・帰宅時の安全確保
学校・保護者との連絡を密にし、下校時刻の変更などの把握と、出欠確認を確実に行い、来所の安全確認を行う。
帰宅時は集団での帰宅を指導するか、保護者の迎えを要請するなどの方法で安全を確保する。
このほか、「放課後児童クラブ（児童館）への来所・帰宅時における安全点検リスト」（平成 17 年 12 月厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知）等を活用して点検等に努める。

(3) 危機対応（通報・連絡、情報把握）（**参照：省令第 21 条**）
ア．保護者：緊急連絡先の把握
イ．学校：「近隣学校園通報システム」により、校区内の不審者情報等の提供を受けるとともに、情報提供にも努める。
ウ．警察：「ひょうご防犯ネット」も利用して情報把握に努める。
エ．気象：「ひょうご防災ネット」に登録するなど、警報発表状況の迅速な情

報把握に努める。

８．保護者との連携、保護者の参画（省令基準第 19 条に規定）

（1）保護者との連携、保護者の参画（**参照：省令第 19 条**）

連絡ノート、個人面談を通じて、児童の性格や家庭状況の把握に努めるとともに、おしらせ（ちらし）、定期的な広報の発行、保護者会、行事への参加などを活用しながら、放課後児童クラブの取組みを説明し、保護者との信頼関係を築く。

また、保護者がどれだけ正しく児童を理解しているかということや、子育てに対する悩みや不安等の把握に努め、必要な場合は、保護者を啓発したり助言したりする。

さらに、保護者が参加できる活動を企画し、共に児童の育成に関わることができるように配慮する。

９．学校・地域との連携（参照：省令第 20 条）

（1）学校等との連携

学級担任や養護教諭等と定期的な連絡会等を通じて、児童の学校・放課後児童クラブでの生活態度や交友関係等についての情報交換を行う。また、学校行事への参加を通じて学校の指導方針等の理解に努める。

さらに、近隣の保育所、幼稚園等と日頃から情報交換に努め、連携を図る。

（2）関係機関との連携

緊急的、または重大な問題が発生したときに協力や援助を求める専門機関の警察、病院、神戸市こども家庭センター（児童相談所）との連絡体制を構築する。

また、育成・支援上問題がある児童・家庭については、区こども家庭支援室、教育相談所、主任児童委員等にも協力を求める。

さらに、児童や保護者の様子等から児童が虐待を受けたと思われる場合は、速やかに区こども家庭支援室、神戸市こども家庭センター（児童相談所）に連絡する。

（3）地域団体との連携

ふれあいのまちづくり協議会など地域の各種団体との連携を図る。

校区の安全パトロールへの協力や、行事を通じた交流（児童の地域行事の参加、地域団体から放課後児童クラブの行事への参加等）を進める。

（4）放課後子供教室との連携（放課後こどもひろば）

平成 19 年度より放課後児童健全育成事業と放課後子供教室推進事業を連携して実施する「放課後子どもプラン」を推進している。国は「放課後子ども総合プラン」（平成 26 年 7 月策定）の中で、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室推進事業の計画的な整備を進めることとしている。このような国の方針を踏まえて、引き続き両事業の積極的な連携を図る。

１０．運営管理

(1) 会計管理（**参照：省令第 15 条**）

適正な管理（徴収等）に加え、定期的または随時に会計報告、決算報告を行うとともに、監査等により確認を受ける。

①決算報告

ア．保護者負担金：保護者（会）

イ．神戸市委託料・補助金：神戸市

ウ．運営経費全般：法人理事会、団体運営委員会、学童保育運営委員会、児童館運営委員会

②監査

法人・団体内で会計監事が行うほか、行政監査を受ける。

(2) 個人情報の管理（**参照：省令第 16 条**）

ア．「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）や「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」（平成 16 年 11 月 30 日厚生労働省通達）、「神戸市個人情報保護条例」に基づき、個人情報を適正に取り扱う。

イ．正当な理由なく、事業により知り得た個人情報の外部への漏えい、又は不当な目的での使用の禁止を義務付け、さらに、滅失又は改ざん防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じる。

(3) 情報の公開

運営に関する情報の公開や発信に努め、運営委員会・広報等を通じて、保護者、地域に開かれた運営を行う。

(4) 規程類の整備

設置主体または運営主体は、各種法令を遵守した規程を整備し、運営主体はこれに基づいて適切な運営を行う。

ア．運営規程（**参照：条例第 3 条**）

運営規程には、事業の目的及び運営の方針、職員に関すること、開所日・開所時間、保護者が支払うべき額（※）、事業所の面積など事業の運営についての重要事項に関することを定めておかなければならない。

（※）保護者が支払うべき額には、利用料のほか、おやつ代、傷害保険料等、利用料以外にも支払うべき額も含まれる。

事業者は、利用料の設定にあたって、保護者が利用料の全部または一部を負担できない場合、減額や免除の制度を検討することが望ましい。また、運営規程に定めるもののほか、別途保護者に負担を求める場合は事前に保護者への説明を行う。

イ．労務規程（就業規則、給与規程等）

ウ．経理規程

エ．倫理規程：（例）体罰の禁止、人権の尊重等

オ．危機管理マニュアル：（例）安全管理（危機回避）、安全指導、危機対応等

(5) 要望・苦情への対応（**参照：省令第 17 条**）

要望や苦情を受け付ける窓口を子どもや保護者に周知するとともに、要望や苦情への対応の手順や体制を整備し、迅速な対応を図る。

苦情対応については、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られるしくみの構築に努める。

１１．障害のある児童の受け入れ

(1) 受け入れ

①決定

障害のある児童と保護者の立場に立ち、施設の改善、放課後児童支援員等の配置等に努め、受け入れに最大限の努力をする。また、受け入れの決定は、保護者とよく話し合い、関係者と十分に連携をとった上で行う。

②受け入れの進め方

放課後児童クラブでの必要な対応、来所・帰宅の方法等について、保護者と十分に話し合い、放課後児童クラブと保護者の相互の役割を明確にしておく。

(2) 放課後児童支援員等の配置

障害の内容等に応じた放課後児童支援員等の配置に努める。放課後児童支援員等は専門知識や経験を有する者を配置することが望ましい。

(3) 児童の交流

様々な児童が一緒に過ごし、交流することで、お互いが育ちあい、理解しあい、仲間関係が構築できるように努める。

(4) 研修

障害のある児童に対する支援を充実させるために、放課後児童支援員等が受講する研修等の内容（専門的、実践的）や実施方法を工夫する。

(5) 学校・関係機関との連携

個人情報の保護に十分留意し、これまでに当該児童と関わってきた保育所、幼稚園などや、就学中または就学予定の学校、神戸市こども家庭センター（児童相談所）、病院等と十分に情報交換を行いながら、個別に丁寧な対応に努める。

(6) その他

その他配慮の必要な児童の受け入れについても、上記(1)～(5)に準じた対応が望ましい。

１２．こども性暴力防止法

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法、令和６年６月）を踏まえ、同法第 19 条に定める申請を行い、認定を受けたうえで、こどもを性被害から守るための取り組みを行うこと。なお、同法の義務対象事業と放課後児童健全育成

事業（学童保育）を一体的に運営されている場合（※１）においては第 19 条に定める申請は不要である。
　事業の実施にあたってはこども性暴力防止法施行ガイドライン（こども家庭庁）を踏まえ適切に取り組むこと。

（1）認定の基準等（**参照：こども性暴力防止法施行ガイドラインⅣ**）
認定の申請にあたっては以下のアからカに掲げる基準に適合すること。
ア．対象業務に従事させようとする者の犯罪事実確認を適切に実施するための体制を備えていること。
イ．対象業務に従事させようとする者による児童対象性暴力等が行われるおそれがないかどうかを早期に把握するための措置を実施していること
ウ．対象業務に従事させようとする者による児童対象性暴力等に関して児童等が容易に相談を行うことができるようにするために必要な措置を実施していること。
エ．次の(ア)から(ウ)までに掲げる措置を定めた児童対象性暴力等対処規程を作成しており、かつ、その内容が内閣府令で定める基準に適合するものであること。
（ア）　犯罪事実確認の結果、早期把握措置により把握した状況、児童等からの相談の内容その他の事情を踏まえて対象業務従事者による児童対象性暴力等が行われるおそれがあると認める場合において、児童対象性暴力等を防止するためにとるべき措置
（イ）　対象業務従事者による児童対象性暴力等が行われた疑いがあると認める場合において、その事実の有無及び内容を確認するための調査の実施
（ウ）　対象業務従事者による児童対象性暴力等を受けた児童等があると認める場合において、当該児童等を保護し、及び支援するためにとるべき措置
オ．児童対象性暴力等の防止に対する関心を高めるとともに、そのために取り組むべき事項に関する理解を深めるための研修として内閣府令で定めるものを対象業務従事者に受講させていること
カ．犯罪事実確認記録等を適正に管理するために必要な措置を講じていること

（2）安全確保措置（**参照：こども性暴力防止法施行ガイドラインⅤ・Ⅵ・Ⅶ**）
　児童対象性暴力等を未然に防止するとともに、日頃より児童対象性暴力等が行われるおそれがないかどうかの把握に努め、児童対象性暴力等が疑われる場合等には、児童等の保護・支援や更なる児童対象性暴力等の防止のための措置を講じること。
①児童対象性暴力等の未然防止等のために日頃から講ずべき措置
　対象業務従事者による児童対象性暴力等を未然に防止するとともに、児童対象性暴力等が行われた疑いを把握した場合に適切に対応できるように、対象事業者において、次に掲げる事項を実施すること。
ア．服務規律等の整備・周知
イ．施設・事業所環境の整備
ウ．対象業務従事者に対する研修
エ．児童等や保護者への教育・啓発

②児童対象性暴力等を把握するための措置
　対象事業者において、児童対象性暴力等を把握するため、次に掲げる事項を実施すること
ア．児童等との面談その他の児童対象性暴力等のおそれを早期に把握するための措置
イ．児童対象性暴力等に関して児童等が容易に相談を行うことができるようにするための措置

③児童対象性暴力等が疑われる場合等に講ずべき措置
　前述の児童対象性暴力等を把握するための措置の取組等を通じて、対象業務従事者による児童対象性暴力等の疑いが生じた場合等には、その事実の有無及び内容について調査を行うとともに、児童対象性暴力等を受けたと認めるときは、被害児童等の保護及び支援のための措置を講じること。

④犯罪事実確認
　対象事業者は、対象業務従事者について、犯罪事実確認書により、特定性犯罪事実該当者であるか否かの確認を法令で定める期限までに行うこと。また、その後５年ごとに確認を行うこと。

⑤児童対象性暴力等の防止のための措置
　対象事業者は、犯罪事実確認の結果や、児童等との面談・相談の結果その他の事情を踏まえ、教員等による児童対象性暴力等が行われるおそれがあると認めるときは、その者を対象業務に従事させないことその他の児童対象性暴力等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（3）情報管理措置（**参照：こども性暴力防止法施行ガイドラインⅧ**）
　犯罪事実確認記録等は、漏えい等が発生した場合の影響が大きく、適正な管理が求められるものである。そのため、対象事業者は以下に掲げる事項への対応を適切に行うこと。
①犯罪事実確認記録等の適正な管理
②目的外利用・第三者提供の禁止
③犯罪事実確認書に記載情報の漏えい等の報告
④犯罪事実確認記録等の廃棄・消去
⑤情報の秘密保持義務

※１　義務対象事業と放課後児童健全育成事業を一体的に運営されている場合
　次の①から⑥までに掲げる要件を満たす場合は、一体的に運営されているものとする。
① 同一事業者により、両事業が運営されていること
② 従事者の数、児童等の数、事業予算等の観点から、義務対象事業が主たる事業（又は認定対象事業と同規模の事業）であること
③ 両事業において、統一の方針に基づき、共通かつ適切な安全確保措置（犯罪事実確認及び防止措置を含む。）及び情報管理措置がなされること
④ 事業者として両事業の職員の勤務体系、勤務内容等の職員管理を一元的に実施していること
⑤ 認定対象事業の教育保育等従事者（責任者を含む。）が、義務対象事業に

従事し得ること（同一の人事部門により両事業のシフト管理がなされているなど）

⑥ 両事業で事業所が分かれている場合も、①両事業において、統一した方針に基づく安全確保措置等の指示、管理等を行う上で支障がなく、また、②職員の融通が可能であるという観点から、原則同一敷地内に両事業所が存在すること

（参照：こども性暴力防止法施行ガイドラインⅢ．５．同一事業者内の「教員等」及び「教育保育等従事者」の取扱い）

※条例第２条：基準は、条例第３条及び第４条に定めるもののほか、省令に定めるところによる。

項目	ガイドライン（具体的な取り組み内容や望ましい方向性）	条例基準
放課後児童クラブの目的	放課後児童クラブは、保護者が労働、疾患、家族の介護等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象として、放課後や学校休業日に、適切な遊び及び家庭的な雰囲気をもった生活の場を与えて、その健全な育成を図ると共に、本事業の実施を通じて仕事と子育ての両立を支援するものである。 このように本事業は、憲法、児童福祉法等の児童福祉の理念に基づき、遊び等を通じ児童相互の交流の中で、自主性、創造性、社会性を高めるなど、健全な育成を目指して行われるものであるから、児童の心身の調和のとれた発達を促進するよう計画、実施されなければならない。 なお、上記の目的に鑑み、本事業に関わるすべての者は、関係法令の遵守はもとより、それぞれの立場で児童福祉の精神、高い職業意識や倫理感をもって事業に従事しなければならない。	（放課後児童健全育成事業の一般原則） 第５条　放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。 ２　放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 ３　放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 ４　放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。 ５　放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。
放課後児童健全育成事業者		（放課後児童健全育成事業者に関する基準） 条例第４条　放課後児童健全育成事業者は，暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者又はこれらの者がその事業活動を支配するものであってはならない。
対象児童	保護者が労働、疾患、家族の介護等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童。	
開所日	平日、学校休業日（土曜日、春休み、夏休み、冬休み、代休日）で年間 250 日以上開設する。	（開所時間及び日数） 第 18 条 ２　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業を開所する日数について、１年につき 250 日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。
開所時間	学校休業日は１日８時間以上、平日は１日３時間以上を原則とする。 開始時刻・終了時刻については、平日は放課後から午後７時まで、学校休業日は午前８時から午後７時までを目安に、保護者等の労働などの実態や利用希望を踏まえたうえで取り組みを進める。 ただし、各事業所の開所時間については、施設管理者等と十分に協議する。	（開所時間及び日数） 第 18 条　放課後健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。 一　小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業　１日につき８時間 二　小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業　１日につき３時間

項目	ガイドライン（具体的な取り組み内容や望ましい方向性）	条例基準
職員		（放課後児童健全育成事業の職員の一般的要件） 第 7 条　放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。 （職員） 第 10 条　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。 ２　放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに 2 人以上とする。ただし、その 1 人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者）をもってこれに代えることができる。
従事する者の資格	事業者は、放課後児童クラブごとに放課後児童支援員を置かなければならない。 放課後児童支援員は、保育士、社会福祉士、高等学校卒業者等で２年以上児童福祉事業に従事した者など（※）であって、都道府県知事が行う研修を修了したものである。 (※)１．保育士（国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の 4 第 5 項に規定する事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者 ２．社会福祉士の資格を有する者 ２の２．児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第５条の２の８第１項に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者 ３．学校教育法（昭和 22 年法律 26 号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第九号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2 年以上児童福祉事業に従事したもの ３の２．次のいずれかに該当する者であって、１年以上児童福祉事業に従事したもの イ　学校教育法の規定による大学を卒業した者(同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む 。) ロ　学校教育法の規定による大学において、優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第２項の規定により大学院への入学が認められた者 ハ　学校教育法の規定による大学院を卒業した者 ニ　外国の大学を卒業した者 ４．教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第４条に規定する免許状を有する者	（職員） 第 10 条 ３　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 一　保育士（国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の 4 第 5 項に規定する事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者 二　社会福祉士の資格を有する者 二の二．児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第５条の２の８第１項に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者 三　学校教育法（昭和 22 年法律 26 号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第九号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2 年以上児童福祉事業に従事したもの 三の二．次のいずれかに該当する者であって、１年以上児童福祉事業に従事したもの イ　学校教育法の規定による大学を卒業した者（同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む 。） ロ　学校教育法の規定による大学において、優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第２項の規定により大学院への入学が認められた者 ハ　学校教育法の規定による大学院を卒業した者 ニ　外国の大学を卒業した者 四　教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第４条に規定する免許状を有する者

項目	ガイドライン（具体的な取り組み内容や望ましい方向性）	条例基準
従事する者の資格	5．学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 6．学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学が認められた者 7．学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 8．外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 9．高等学校卒業者等であり、かつ、2 年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの 10．5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの なお、上記 3 及び 9 にある「2 年以上」とは、国の通知（平成 26 年 5 月 30 日雇児育発 0530 第 1 号厚労省課長通知）にある総勤務時間が 2,000 時間程度を目安とし、上記 3 の 2 にある「1 年以上」及び、上記 10 にある「5 年以上」とは、同通知を踏まえてそれぞれ、総勤務時間 1,000 時間程度、5,000 時間程度とする。 さらに、補助員は、将来的に放課後児童支援員の資格取得を目指すなど放課後児童健全育成事業の推進に熱意と意欲のある者で、放課後児童支援員と同等の知識・経験を持った者が望ましい。	五　学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 六　学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学が認められた者 七　学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 八　外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 九　高等学校卒業者等であり、かつ、2 年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの 十　5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

項目	ガイドライン（具体的な取り組み内容や望ましい方向性）	条例基準
労働条件	①雇用 運営主体は、労働契約法、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法及び関係諸法規を遵守し、労務規程（就業規則、給与規程等）、雇用契約書等を整備する。 また、放課後児童支援員及び補助員（以下「放課後児童支援員等」という。）が経験、知識、指導力を発揮できるよう、安定的な雇用が図られるように努める。 ②健康診断 運営主体は、放課後児童支援員等について年１回健康診断を受けさせなければならない。 なお、これに係る経費については、設置主体が負担するものとする。	
配置基準	放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに２人以上とする。ただし、その１人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者）をもってこれに代えることができる。配置基準は、以下のとおりである。 ア．施設長、またはその役割を果たす放課後児童支援員１人を常勤で配置する。 イ．上記のアに加え、専任の放課後児童支援員配置は次のとおりとする。 （ｱ）児童数 19 人以下の場合は放課後児童支援員１人以上 （ｲ）同 20 人以上の場合は放課後児童支援員２人以上 （ｳ）同 41 人以上の場合は放課後児童支援員３人以上 （以降　同 40 人ごとに放課後児童支援員２名を追加する） ウ．障害のある児童を受け入れるときは、障害の内容等に応じた放課後児童支援員の配置に努める。また、その他配慮の必要な児童の受け入れについても、体制を確保することが望ましい。	（職員） 第 10 条 ２　放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに２人以上とする。ただし、その１人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者）をもってこれに代えることができる。 ５　放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が 20 人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち１人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
支援の単位	１つの支援の単位を構成する児童の数は、おおむね 40 人以下とする。 支援の単位は、対象児童の集団の規模であり、１つのクラブにおいて、複数の支援の単位が存在する場合は、運営にあたっては、児童の情緒面や安全確保への配慮を十分に行わなければならない。 また、１つの支援の単位を構成する「児童の数」とは、放課後児童健全育成事業が毎日利用する児童と週のうち数日を利用する児童との双方が考えられる事業であることから、平均利用人数とする。	（職員） 第 10 条 ４　支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね 40 人以下とする。
事業内容向上のための研修	設置主体は、放課後児童支援員等の専門性向上の機会を保障するため、これに係る経費を負担するなどの条件整備に努める。 なお、研修には、放課後児童クラブの目的、児童の発達・育成・支援の基本、育成・支援実技について修得できるプログラムを組み入れる。また、高学年の子どもの発達や心理についての理解や、信頼に基づく関係構築のためのプログラムも組み入れる。	（放課後児童健全育成事業の職員の知識及び技術の向上等） 第８条　放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 ２　放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

項目	ガイドライン（具体的な取り組み内容や望ましい方向性）	条例基準
放課後児童支援員等の役割・職務	放課後児童支援員等は、適切な遊び及び家庭的な雰囲気をもった生活の場を与えて、その健全な育成を図るために、次の業務等を行う。 また、利用児童に対して差別的取扱いや心身に有害な影響を与える行為（身体的、性的、心理的虐待など）をしてはならない。 ア．児童の育成・支援 イ．行事の企画・実施 ウ．保健管理 エ．施設等の管理 (ｱ) 環境整備（物品の整理整頓、清掃、その他衛生管理） (ｲ) 安全管理、危機管理 オ．保護者との連絡・調整 カ．学校との連絡・調整 キ．関係機関・地域団体等との連絡・調整 ク．事業内容向上のための研修 ケ．情報の共有 (ｱ) 日誌などによる運営記録 出欠状況、行事内容、けが・事故、保護者からの連絡、おやつ内容等 (ｲ) 職員会議等 定例的な職員会議の開催、引き継ぎの実施により、職員間の連絡・周知を図る。 コ．その他 (ｱ) 諸経費の管理　など	（利用者を平等に取り扱う原則） 第 11 条　放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。 （虐待等の禁止） 第 12 条　放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、児童福祉法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
施設等	放課後児童クラブには、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	（設備の基準） 第 9 条　放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
専用区画	専用区画は、開所している時間帯を通じて確保するが、放課後児童クラブを利用しない児童とともに生活や遊びの時間を過ごすことは、児童の健全育成を図る観点から望ましい場合もあることから、利用者の支援に支障がない場合に限り共用も可能とする。	（設備の基準） 第 9 条 ３　専用区画並びに第一項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 ４　専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

項目	ガイドライン（具体的な取り組み内容や望ましい方向性）	条例基準
面積基準	条例による最低基準は、児童 1 人につきおおむね 1.65 ㎡以上であるが、事業者は、集団遊びをするスペース（遊戯室）を併せて整備する場合は、1 人につきおおむね 2.31 ㎡以上、集団遊びをするスペースを整備しない場合は、1 人につきおおむね 1.98 ㎡以上を確保するよう努める。 また、外遊びを豊かにするために、専用区画の他、児童の活動の場として様々な場所や施設（例えば、公園や運動場などの学校施設等）の積極的な活用を図る。なお、活用にあたっては、施設管理者等と十分に協議する。	（設備の基準） 第 9 条 2　専用区画の面積は、児童 1 人につきおおむね 1.65 平方メートル以上でなければならない。
設備・備品	①設備・備品 ア．生活に必要な設備・備品 手洗い場、簡易な調理スペース（流し台、簡易な調理設備）、食器・おやつ等保管スペース、便所等 児童の所持品を収納するためのロッカー、カーペットまたは畳等 イ．消防設備等 消防法等に基づく防災設備や非常警報設備 ②ユニバーサルデザインへの配慮 すべての児童にとって利用しやすい施設となるよう、手すり、スロープの設置などに努める。なお、複合施設に設置する場合は、1 階への設置が望ましい。 ③その他 足洗い場やシャワーの設備を設けることが望ましい。	（設備の基準） 第 9 条　放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 （放課後児童健全育成事業者と非常災害対策） 第 6 条　放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。 2　前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。

項目	ガイドライン（具体的な取り組み内容や望ましい方向性）	条例基準
児童への育成・支援内容	①集団と個別 ア．集団 異年齢の児童の集団として、児童相互の話し合いと集団的な遊び等を多く取り入れ、相互理解と信頼を高め、友情を育てるように支援する。 また、文化（言語、生活習慣等）の違う児童同士が理解しあえるように援助する。 イ．個別 1人ひとりの児童について、児童の性格、家庭状況、文化（言語、生活習慣等）の違い、学校での状況を理解し、支援する。そのために、家庭や学校との連絡を密にする。 ②育成・支援内容 ア．余暇活動 情緒や協調性、創造力などが助長されて、心身ともに発達するような遊びを計画する。 放課後の解放感と活動性が発揮できるよう個別的、集団的に支援する。 イ．生活習慣 児童が、健全な社会活動を営む上での人格の形成を目的とし、挨拶をする、手洗いやうがいをする、自分の持ち物をきちんと整理するなど、基本的な生活習慣を習得できるようにする。また、食育の視点に立ち、おやつや昼食をとおして育成を行う。 さらに、生活全般にわたって起こり得る様々な問題に対応ができるよう配慮し、支援する。 ウ．家庭学習 児童の家庭学習の手助けをし、自主的に学習する習慣を身に付けられるように支援する。 ③育成・支援計画の策定 事業の効果的実施のため、前年度末から年度当初に、年間計画を策定するとともに、月間・週間・日々の計画を策定する。 なお、計画の策定にあたっては、児童が放課後児童クラブの行事等に主体的に参加できるように、その意見を取り入れるなどの配慮を行う。 ア．年間計画 前年度実績等を踏まえ、おおまかな年間スケジュール イ．月間計画 月例行事、季節行事など ウ．週間・日々の計画	

項目	ガイドライン（具体的な取り組み内容や望ましい方向性）	条例基準
保健管理、衛生管理	ア．児童の様子（顔色・体調など）の日常的観察 イ．既往歴、持病、掛かりつけ病院・医院の把握 ウ．清潔な生活習慣を身につけさせる。 エ．応急処置のための医薬品等の常備 オ．職員も、健康診断を受け、手洗い、うがいの励行など、健康管理に注意する。 カ．アレルギー疾患児童の受け入れにあたっては、事前に保護者との間で十分に話し合い、児童の情報を的確に把握し、関係者全員で情報を共有するなど、発症時にその場に居合わせた放課後児童支援員等の誰もが、適切な救急対応ができる体制を整える。 緊急時の処方薬は本人が携帯・管理・使用することが基本である。放課後児童支援員等での対応が必要な場合は、保護者や主治医等と十分に協議し、同意を得る。	（衛生管理等） 第 13 条　放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 ２　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 ３　放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。
安全管理・危機管理	事故・事件の発生を未然に防ぐとともに、自然災害への適切な対応につなげるため、危機管理マニュアルを策定し、日頃からこれに基づき安全管理（危機回避）、安全指導、危機対応に取り組む。 （1）安全管理、安全指導 ア．施設・設備・遊具の安全点検 イ．玩具・備品などの選択における注意 ウ．屋外活動時の危険箇所（道路・河川・ため池・がけ等）の確認 エ．児童の個性の把握と目配り・声がけ オ．行事等として実施 おわりの会などでの指導、避難訓練、防犯・交通安全教室（警察等との連携）、防犯マップの作成 （2）来所・帰宅時の安全確保 学校・保護者との連絡を密にし、下校時刻の変更などの把握と、出欠確認を確実に行い、来所の安全確認を行う。 帰宅時は集団での帰宅を指導するか、保護者の迎えを要請するなどの方法で安全を確保する。 このほか、「放課後児童クラブ（児童館）への来所・帰宅時における安全点検リスト」（平成 17 年 12 月厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知）等を活用して点検等に努める。 （3）危機対応（通報・連絡、情報把握） ア．保護者：緊急連絡先の把握 イ．学校：「近隣学校園通報システム」により、校区内の不審者情報等の提供を受けるとともに、情報提供にも努める。 ウ．警察：「ひょうご防犯ネット」も利用して情報把握に努める。 エ．気象：「ひょうご防災ネット」に登録するなど、警報発表状況の迅速な情報把握に努める。	（事故発生時の対応） 第 21 条　放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ２　放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

項目	ガイドライン（具体的な取り組み内容や望ましい方向性）	条例基準
保護者との連携･保護者の参画	連絡ノート、個人面談を通じて、児童の性格や家庭状況の把握に努めるとともに、おしらせ（ちらし）、定期的な広報の発行、保護者会、行事への参加などを活用しながら、放課後児童クラブの取組みを説明し、保護者との信頼関係を築く。 また、保護者がどれだけ正しく児童を理解しているかということや、子育てに対する悩みや不安等の把握に努め、必要な場合は、保護者を啓発したり助言したりする。 さらに、保護者が参加できる活動を企画し、共に児童の育成に関わることができるように配慮する。	（保護者との連絡） 第 19 条　放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。
学校等との連携	学級担任や養護教諭等と定期的な連絡会等を通じて、児童の学校･放課後児童クラブでの生活態度や交友関係等についての情報交換を行う。また、学校行事への参加を通じて学校の指導方針等の理解に努める。 さらに、近隣の保育所、幼稚園等と日頃から情報交換に努め、連携を図る。	（関係機関との連携） 第 20 条　放課後児童健全育成事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。
関係機関との連携	緊急的、または重大な問題が発生したときに協力や援助を求める専門機関の警察、病院、神戸市こども家庭センター（児童相談所）との連絡体制を構築する。 また、育成･支援上問題がある児童･家庭については、区こども家庭支援室、教育相談所、主任児童委員等にも協力を求める。 さらに、児童や保護者の様子等から児童が虐待を受けたと思われる場合は、速やかに区こども家庭支援室、神戸市こども家庭センター（児童相談所）に連絡する。	
地域団体との連携	ふれあいのまちづくり協議会など地域の各種団体との連携を図る。 校区の安全パトロールへの協力や、行事を通じた交流（児童の地域行事の参加、地域団体から放課後児童クラブの行事への参加等）を進める。	
放課後子供教室との連携	平成19年度より放課後児童健全育成事業と放課後子供教室推進事業を連携して実施する「放課後子どもプラン」を推進している。国は「放課後子ども総合プラン」（平成 26 年 7 月策定）の中で、全ての児童が放課後等を安全･安心に過ごし、多様な体験･活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室推進事業の計画的な整備を進めることとしている。このような国の方針を踏まえて、引き続き両事業の積極的な連携を図る。	

項目	ガイドライン（具体的な取り組み内容や望ましい方向性）	条例基準
会計管理	適正な管理（徴収等）に加え、定期的または随時に会計報告、決算報告を行うとともに、監査等により確認を受ける。 ①決算報告 ア．保護者負担金：保護者（会） イ．神戸市委託料・補助金：神戸市 ウ．運営経費全般：法人理事会、団体運営委員会、学童保育運営委員会、児童館運営委員会 ②監査 法人・団体内で会計監事が行うほか、行政監査を受ける。	（放課後児童健全育成事業者が備える帳簿） 第 15 条　放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。
個人情報の管理	ア．「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）や「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」（平成 16 年 11 月 30 日厚生労働省通達）、「神戸市個人情報保護条例」に基づき、個人情報を適正に取り扱う。 イ．正当な理由なく、事業により知り得た個人情報の外部への漏えい、又は不当な目的での使用の禁止を義務付け、さらに、滅失又は改ざん防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じる。	（秘密保持等） 第 16 条　放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ２　放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
情報の公開	運営に関する情報の公開や発信に努め、運営委員会・広報等を通じて、保護者、地域に開かれた運営を行う。	
規定類の整備	設置主体または運営主体は、各種法令を遵守した規程を整備し、運営主体はこれに基づいて適切な運営を行う。 ア．運営規程 運営規程には、事業の目的及び運営の方針、職員に関すること、開所日・開所時間、保護者が支払うべき額（※）、事業所の面積など事業の運営についての重要事項に関することを定めておかなければならない。 （※）保護者が支払うべき額には、利用料のほか、おやつ代、傷害保険料等、利用料以外にも支払うべき額も含まれる。 事業者は、利用料の設定にあたって、保護者が利用料の全部または一部を負担できない場合、減額や免除の制度を検討することが望ましい。また、運営規程に定めるもののほか、別途保護者に負担を求める場合は事前に保護者への説明を行う。 イ．労務規程（就業規則、給与規程等） ウ．経理規程 エ．倫理規程：（例）体罰の禁止、人権の尊重等 オ．危機管理マニュアル：（例）安全管理（危機回避）、安全指導、危機対応等	（運営規程） 第 14 条　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 一　事業の目的及び運営の方針 二　職員の職種、員数及び職務の内容 三　開所している日及び時間 四　支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額 五　放課後児童健全育成事業所の面積（条例第 3 条） 六　通常の事業の実施地域 七　事業の利用に当たっての留意事項 八　緊急時等における対応方法 九　非常災害対策 十　虐待の防止のための措置に関する事項 十一　その他事業の運営に関する重要事項

項目	ガイドライン（具体的な取り組み内容や望ましい方向性）	条例基準
要望・苦情への対応	要望や苦情を受け付ける窓口を子どもや保護者に周知するとともに、要望や苦情への対応の手順や体制を整備し、迅速な対応を図る。 苦情対応については、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られるしくみの構築に努める。	（苦情への対応） 第 17 条　放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2　放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 3　放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。
障害のある児童の受け入れ	（1）受け入れ ①決定 障害のある児童と保護者の立場に立ち、施設の改善、放課後児童支援員等の配置等に努め、受け入れに最大限の努力をする。また、受け入れの決定は、保護者とよく話し合い、関係者と十分に連携をとった上で行う。 ②受け入れの進め方 放課後児童クラブでの必要な対応、来所・帰宅の方法等について、保護者と十分に話し合い、放課後児童クラブと保護者の相互の役割を明確にしておく。 （2）放課後児童支援員等の配置 障害の内容等に応じた放課後児童支援員等の配置に努める。放課後児童支援員等は専門知識や経験を有する者を配置することが望ましい。 （3）児童の交流 様々な児童が一緒に過ごし、交流することで、お互いが育ちあい、理解しあい、仲間関係が構築できるように努める。 （4）研修 障害のある児童に対する支援を充実させるために、放課後児童支援員等が受講する研修等の内容（専門的、実践的）や実施方法を工夫する。 （5）学校・関係機関との連携 個人情報の保護に十分留意し、これまでに当該児童と関わってきた保育所、幼稚園などや、就学中または就学予定の学校、神戸市こども家庭センター、病院等と十分に情報交換を行いながら、個別に丁寧な対応に努める。 （6）その他 その他配慮の必要な児童の受け入れについても、上記(1)～(5)に準じた対応が望ましい。	

こども性暴力防止法	学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法、令和６年６月）を踏まえ、同法第 19 条に定める申請を行い、認定を受けたうえで、こどもを性被害から守るための取り組みを行うこと。なお、同法の義務対象事業と放課後児童健全育成事業（学童保育）を一体的に運営されている場合（※１）においては第 19 条に定める申請は不要である。 事業の実施にあたってはこども性暴力防止法施行ガイドライン（こども家庭庁）を踏まえ適切に取り組むこと。 （1）認定の基準等（参照：こども性暴力防止法施行ガイドラインⅣ） 認定の申請にあたっては以下のアからカに掲げる基準に適合すること。 ア. 対象業務に従事させようとする者の犯罪事実確認を適切に実施するための体制を備えていること。 イ. 対象業務に従事させようとする者による児童対象性暴力等が行われるおそれがないかどうかを早期に把握するための措置を実施していること ウ. 対象業務に従事させようとする者による児童対象性暴力等に関して児童等が容易に相談を行うことができるようにするために必要な措置を実施していること。 エ. 次の(ア)から(ウ)までに掲げる措置を定めた児童対象性暴力等対処規程を作成しており、かつ、その内容が内閣府令で定める基準に適合するものであること。 (ア)　犯罪事実確認の結果、早期把握措置により把握した状況、児童等からの相談の内容その他の事情を踏まえて対象業務従事者による児童対象性暴力等が行われるおそれがあると認める場合において、児童対象性暴力等を防止するためにとるべき措置 (イ)　対象業務従事者による児童対象性暴力等が行われた疑いがあると認める場合において、その事実の有無及び内容を確認するための調査の実施 (ウ)　対象業務従事者による児童対象性暴力等を受けた児童等があると認める場合において、当該児童等を保護し、及び支援するためにとるべき措置 オ. 児童対象性暴力等の防止に対する関心を高めるとともに、そのために取り組むべき事項に関する理解を深めるための研修として内閣府令で定めるものを対象業務従事者に受講させていること カ．犯罪事実確認記録等を適正に管理するために必要な措置を講じていること	

	（2）安全確保措置（参照：こども性暴力防止法施行ガイドラインⅤ・Ⅵ・Ⅶ） 児童対象性暴力等を未然に防止するとともに、日頃より児童対象性暴力等が行われるおそれがないかどうかの把握に努め、児童対象性暴力等が疑われる場合等には、児童等の保護・支援や更なる児童対象性暴力等の防止のための措置を講じること。 ①児童対象性暴力等の未然防止等のために日頃から講ずべき措置 対象業務従事者による児童対象性暴力等を未然に防止するとともに、児童対象性暴力等が行われた疑いを把握した場合に適切に対応できるように、対象事業者において、次に掲げる事項を実施すること。 ア．服務規律等の整備・周知 イ．施設・事業所環境の整備 ウ．対象業務従事者に対する研修 エ．児童等や保護者への教育・啓発 ②児童対象性暴力等を把握するための措置 対象事業者において、児童対象性暴力等を把握するため、次に掲げる事項を実施すること ア．児童等との面談その他の児童対象性暴力等のおそれを早期に把握するための措置 イ.児童対象性暴力等に関して児童等が容易に相談を行うことができるようにするための措置 ③児童対象性暴力等が疑われる場合等に講ずべき措置 前述の児童対象性暴力等を把握するための措置の取組等を通じて、対象業務従事者による児童対象性暴力等の疑いが生じた場合等には、その事実の有無及び内容について調査を行うとともに、児童対象性暴力等を受けたと認めるときは、被害児童等の保護及び支援のための措置を講じること。 ④犯罪事実確認 対象事業者は、対象業務従事者について、犯罪事実確認書により、特定性犯罪事実該当者であるか否かの確認を法令で定める期限までに行うこと。また、その後５年ごとに確認を行うこと。 ⑤児童対象性暴力等の防止のための措置 対象事業者は、犯罪事実確認の結果や、児童等との面談・相談の結果その他の事情を踏まえ、教員等による児童対象性暴力等が行われるおそれがあると認めるときは、その者を対象業務に従事させないことその他の児童対象性暴力等を防止するために必要な措置を講じなければならない。	

	（3）情報管理措置（参照：こども性暴力防止法施行ガイドラインⅧ） 犯罪事実確認記録等は、漏えい等が発生した場合の影響が大きく、適正な管理が求められるものである。そのため、対象事業者は以下に掲げる事項への対応を適切に行うこと。 ①犯罪事実確認記録等の適正な管理 ②目的外利用・第三者提供の禁止 ③犯罪事実確認書に記載情報の漏えい等の報告 ④犯罪事実確認記録等の廃棄・消去 ⑤情報の秘密保持義務 ※１　義務対象事業と放課後児童健全育成事業を一体的に運営されている場合 次の①から⑥までに掲げる要件を満たす場合は、一体的に運営されているものとする。 ① 同一事業者により、両事業が運営されていること ② 従事者の数、児童等の数、事業予算等の観点から、義務対象事業が主たる事業（又は認定対象事業と同規模の事業）であること ③ 両事業において、統一の方針に基づき、共通かつ適切な安全確保措置（犯罪事実確認及び防止措置を含む。）及び情報管理措置がなされること ④ 事業者として両事業の職員の勤務体系、勤務内容等の職員管理を一元的に実施していること ⑤ 認定対象事業の教育保育等従事者（責任者を含む。）が、義務対象事業に従事し得ること（同一の人事部門により両事業のシフト管理がなされている など） ⑥ 両事業で事業所が分かれている場合も、①両事業において、統一した方針に基づく安全確保措置等の指示、管理等を行う上で支障がなく、また、 ②職員の融通が可能であるという観点から、原則同一敷地内に両事業所が存在すること （参照：こども性暴力防止法施行ガイドラインⅢ．５．同一事業者内の「教員等」及び「教育保育等従事者」の取扱い）	